物	件番号 1-4	物	绀	=	調	킡	書				
所	在地(地番)	横須賀市西逸見町二丁目 17番4							売 却 価 格		
住	居 表 示	未実施							658, 000 円		
地	積	219.84 m²	地	目	宅	地	形	状	明細	図のとおり	
	面道路の幅員 び構造	西側で現況幅員約 0.7m~0.9mの舗装市道に接面している。(市道は階段が設置されており、敷地の入口以外は宅盤より高い。)									
法令等に基づく制限	都市計画法建築基準法	市街化区域									
		用途地域	第1種中高層住居専用地域								
		指定建ペい率	60%	60% 指定容積率				2	200%		
		その他規制	準防火	火地域、第1種高度地区							
	その他	宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域(追記:令和2年の県告示により大半が土砂災害特別警戒区域に指定された)、急傾斜地崩壊危険区域、屋外広告物規制地域(第2種禁止地域)									
私道の負担等に 関する事項		私道負担の有無	無	負担の内容							
		道路後退の有無	有	負担の内容 道路中心線から2			2 m後退(市道 483 号)				
供給処理施設の 状況			事 業 所 名					電話番号			
		電気	可	東京電力エナジーパートナー株式 神奈川カスタマーセンター				会社	0120 -995-775		
		上水道	可	横須賀市上下水道局技術部給排水課給排水審査係					046 -822-8625		
		下水道	可								
		都市ガス	不可								
交 通 機 関 京浜急行線「逸見」駅西方約 450m (徒歩 6 分)											

● 東側及び南側の隣接地境界には境界標が埋設されていますが、確定扱いにはなっていません。詳しくはお問い合わせください。(公簿地積は 222.75 ㎡)

参

● 敷地の一部が東側隣接地の通路として使用されており、踏石や石積階段があります。承諾時期、使用範囲、方法等については不明です。

考

● 通路下には、第三者使用の水道管、汚水管が埋設されています。埋設箇所、 承諾内容、経緯等については不明です。

事

● 敷地内には段差(上法、下法)があり、東側と南側の一部はカラー鉄板と 単管パイプによる土留、その他は石積みと自然法となっています。

項

- 接面する市道 483 号は幅員 4 m未満のため、建物建築の際は道路中心線から 2 m後退が必要です。
- 通路、法地、後退部分を除いた有効宅地部分は、敷地の約半分です。

- 本件土地に至る市道には階段(134段)が設置されているため、車両の進入 は出来ません。
- 切土、掘削又は盛土、擁壁、工作物等を新設する場合には、事前に横須賀 土木事務所へご相談下さい。神奈川県知事の許可が必要な場合があります。
- 敷地内には、平成16年に解体した建物のコンクリート叩き等が存置されています。ただし、存在した建物及び取壊しに関する資料がないため、存置物の詳細は不明です。
- 敷地南西側には、敷地外の電柱のための支線1条が設置されています。
- 敷地入口付近から北側及び東側隣接地へ至る架空線があります。
- 敷地入口付近に防犯灯が設置されています。
- 越境物及び敷地内に存する第三者の所有物に関する調整・交渉等については、買受人において行ってください。
- 各インフラの接続に関することは、買受人において管理者と協議を行ってください。なお、調査、掘削を行った結果、予期せぬ費用が発生した場合であっても、本市は一切の費用負担をしません。
- 本件土地の土壌汚染、地下埋設物及び地盤の調査は行っていません。各調査を実施する必要がある場合は、買受人の費用負担で行ってください。また、これらに関して本件土地の引渡し後に不測の損害が生じた場合でも、本市は一切の責任を負いません。

(追記)

● 敷地北側下法部分(自然法)が令和3年12月に崩落したため、令和4年5月にモルタル吹付法枠工法(鉄筋挿入工)により安全対策工事を行いました。 なお、当該工事は、北側隣接土地及び市道483号区域の一部を含めた形で施工しています。

※物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者 ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

> YOKOSUKA CITY SINCE 1907 中黄・頁 東 が 甘子 き!

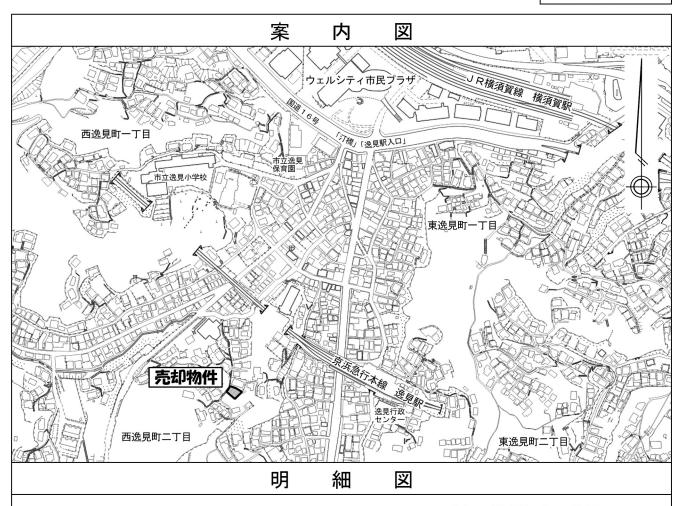
参

=

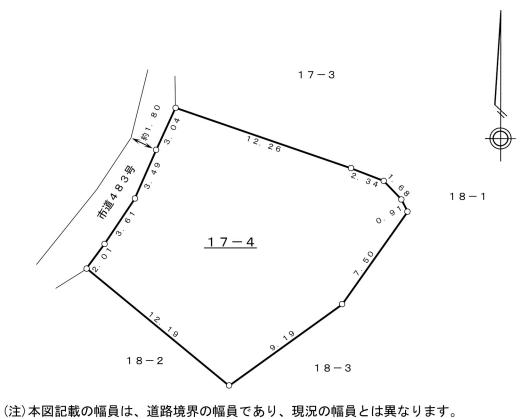
考

事

項



所在:横須賀市西逸見町二丁目



単位:メートル